

## B. 教育(自由)

報告 1：李昱（関西学院大学）

中華人民共和国初期における留学生派遣——国策と個人

外国への留学生の選抜・派遣に関する系統的な政策ができたのは 1953 年であるが、その後激動する政治の流れの中で政策の方向は揺れ動き、特に高校卒業生からの選抜に顕著に現れていた。

新中国のためのこの人材育成は、早い段階から比較的留学効果が低いと見られた高校卒業生からの選抜・派遣への見直しがあった。1956 年既に、今後国内で育成できない空白あるいは手薄な専門分野だけに高校卒業生を派遣する方針を明言している。しかしその後留学生選抜方法の改革に踏み込む高等教育部が反右派闘争の的になった後、共産党の指導地位が教育施策においても前面に出た 1958 年に続き、1959 年、共産党員、共青団員の中から選抜を行うべきと明確な主旨を選抜政策に出る。ただしその後の補充通知で事実上政治から質の高さへとある程度修正した形に落ち着く。1960 年留学に関する長期計画が出され、派遣先に資本主義国家も加えられ、効率的合理的にエリートを選抜する方向が確定した。その後 1964 年までは、重点大学と歴史のある大学からの選抜、実務経験への要求年数の増加とともに選抜システムもより合理的になるが、1965 年からハイテクの追求や実務経験の年数の要求もなくなり、1960 年に確定された「高校卒業生を派遣しない」に反する高校卒業生の派遣も始まり、選抜地域も大都市のみから全国的に広がった。文革前の最後となる 1966 年には、工農学生に便宜を図ろうとしたと思われる選抜内容が現れた。

高校卒業生の選抜を巡る厳しい対立は、それまで低い社会的地位に置かれてきた人々に機会を与えるべきという共産党の理念と、発展のためエリート主義を取ろうとする現実的必要とのせめぎ合いがその底流をなしていた。本発表はこの間の留学に関する選抜政策の事実確認を主とし、共和国が抱えた矛盾も含め、国際的力関係の構造も視野に入れながら国家の政策として個人の立場における留学の持つ意味も考えたい。

報告 2：石田卓生（愛知大学東亜同文書院大学記念センター）

日清貿易研究所の教育について——高橋正二手記を手がかりに

本報告は、日清貿易研究所の卒業生高橋正二の手記から同研究所の実態を明らかにしようとするものである。

日清貿易研究所は明治時代に上海にあった日本人を対象とする高等教育機関である。

東亜同文書院がビジネススクールとして多くの中国専門家を輩出したことはよく知られている。日清貿易研究所はその前身とみなされているのだが、短期間で閉所したこともあり実態は必ずしも明らかではない。数少ない一次資料に研究所幹部宗方小太郎の日記があるが、書き手は運営者側であって学生ではなく、授業や学生生活を詳細に伝えるものではない。つまり、これまでのところ日清貿易研究所の教育機関としての姿は曖昧であった。

本報告では、日清貿易研究所について次の2点を明らかにしたい。

①教育機関としての実態。中国専門家養成について定評があった東亜同文書院のようなビジネススクールであったのか。

②日清戦争以前の日本人の中国観はどのようなものだったのか。日清戦争の勝利は中国への優越感を抱かせるなど日本人の中国観に影響を及ぼしたといわれる。そうしたバイアスがかかる以前において、中国での活動を志向した日清貿易研究所の学生の中国観はどのようなものだったのか。

これらについて、高橋手記だけではなく彼が上海から投稿したと思しき記事がある『頓智会雑誌』（宮武外骨『頓智協会雑誌』後継誌。不敬罪での外骨収監中に兄宮武南海が発行した雑誌）も参考とし考察をすすめたい。

なお本報告で取りあげる手記の著者高橋正二は九州の久留米出身、日清貿易研究所卒業後は日清戦争に通訳として従軍、戦後は台湾総督府附通訳、三井物産香港支店勤務を経て東亜同文書院の教員となり、帰国後は久留米商業学校、九州帝国大学で中国語を教えた人物である。

### 報告3:真殿仁美(城西大学現代政策学部)

#### 中国が目指す特殊教育とは

2012年に障害者権利委員会が、中国の第1回報告書に対して示した総括所見は、多くの懸念や勧告が目立った。中でも、障害児教育については、中国の現状は障害者権利条約の鍵となる概念である“インクルーシブ”にのっとったスタイルではない、との指摘が出されている。加えて委員会は、このインクルーシブについて、教育の分野においてはとりわけ遵守されるべき、という姿勢を強調し、中国に対していま一度インクルーシブの重要性を想起するよう強く求めている。中国は国連の障害者権利条約を2008年に批准している。批准国として中国は、権利委員会のこの指摘をどのように受け止めたのだろうか。

本報告のねらいは、条約の鍵となる概念“インクルーシブ”について、中国がどのように向きあい、どの程度、政策（特に、教育）に反映しているのか、について明らかにしていくことにある。特に、権利委員会の総括所見の後に、国务院（国弁発〔2014〕1号）が出した「特殊教育向上計画（2014-2016）」を分析し、中国が目指す特殊教育について探る。